

## 2. 基本方針、実施方針、実施要項について

問 地方公共団体における実施方針では、国が作成する公共サービス改革基本方針において規定されている事業実施後の評価(第7条第8項)が規定されていないのはなぜか。

(答)

国における「公共サービス改革基本方針」(法第7条)においては、その見直しプロセスの中で対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて業務の全般にわたる評価を行うこととする旨規定(法第7条第8項)する一方、地方公共団体については、地方自治の本旨を踏まえ、その実情をにあわせて地方公共団体が適切に判断することが適当と考えられることから、本法律では地方公共団体に業務の実施期間の終了にあわせた評価を義務づけていません。

問 仮に「官民競争入札」と実施方針で決定していながら、その後の諸般の事情で「民間競争入札」へと変更することは可能か。

(答)

1. 地方公共団体の長は、本法に則った官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、実施方針を作成することとなり(第8条第1項)、実施方針には、官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容を規定することとなっています(第8条第2項)。
2. 当初実施方針において官民競争入札の対象として選定し、その後、民間競争入札に変更することは可能であり、その場合には、新たに実施方針の当該規定部分を定めることになり、第8条第3項、第4項に規定する情報の公表や民間事業者からの意見の聴取を再度行う必要があります。
3. ただし、実施方針において、「官民競争入札又は民間競争入札を実施する」と選択的に定めることも可能であり、その場合には、実施方針を変更する必要はありません。

問 いったん官民競争入札又は民間競争入札にかけて民間事業者に委託した場合、その後も民間事業者に委託され続けるのか。(一度民間事業者に委託すれば、再び官の職員を捻出することは困難ではないか。)

(答)

1. 本法律では地方公共団体に業務の実施期間の終了にあわせた評価を義務づけていませんが、特定公共サービスについて、一般的には、対象公共サービスの実施期間の終了にあわ

せて、対象公共サービスについて評価を行い、再度官民競争入札又は民間競争入札を実施するか、あるいは、官の責任の下で対象公共サービスを実施する必要性がないものと評価され、当該対象公共サービスを廃止するかなど、対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが想定されますが、最終的には、各地方公共団体において判断されることとなります。

2. その見直しの中で、再び官が自ら実施することとするとも考えられますが、その場合は、当該分野における業務量の増加も勘案して、適切に対処して頂くこととなります。
3. また、本法に基づかない官民競争入札又は民間競争入札については、本法に基づく官民競争入札又は民間競争入札の趣旨を踏まえて、各地方公共団体が判断することとなります。

問 官民競争入札実施要項の入札手続き上の位置づけは。

(答)

1. 「官民競争入札実施要項」(民間競争入札実施要項を含む。)(法第9条等)は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等により良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報の説明書です。
2. この「官民競争入札実施要項」は、
  - ① 会計法令において「契約の申し込みの誘引」としてとされている入札「公告」(会計法第29条の3第1項、予算決算及び会計令第75条、地方自治法第234条第6項、地方自治法施行令第167条の6等)や、
  - ② ①の「公告」にその交付方法等が記載される「入札説明書」(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び第10条、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び第8条等)とは、内容の多くの点で重複がありますが、制度上は別のものです。
3. ただし、本法においては、「官民競争入札実施要項」に従って入札参加・落札者決定・対象公共サービス実施等を行うこととしていることから、「官民競争入札実施要項」と①及び②のそれぞれは整合性を保ちつつ作成することとなります。

問 実施期間の考え方は。(契約年数に制限はあるのか。)

(答)

1. 官民競争入札実施要項等において実施期間を定める際は、創意と工夫を生かして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとな

った者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定することが適切です。

2. 他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定める必要があります。
3. また、契約期間は予算における債務負担行為の範囲内で定める必要があります。国に関しては、法第30条(財政法の特例)により規定された国庫債務負担行為の上限(10年以内)にも留意する必要がありますが、地方に関しては、債務負担行為の上限について法律上の制限はありませんので、各地方公共団体の予算において債務負担行為を定め、議会の議決を経た上で、その範囲内で契約期間を定めることとなります。
4. なお、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、例えば、市場化テストの対象とすることとされた国民年金保険料収納事業については、複数年度(3年程度以上)にわたる契約期間とされています。

問 債務負担行為の議決時期は。

(答)

1. 地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければなりません(地方自治法第214条)。
2. したがって、債務を負担する行為である複数年度契約の締結が成立する時点、すなわち契約の応諾に当たる落札者の決定の時点で、執行中の予算上、債務負担行為が認められている必要があります。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(債務負担行為)

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

問 長期継続契約の対象とはできないか。

(答)

1. 長期継続契約とは、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的な契約について、複数年の債務を負担するには予算の根拠を必要とするとの規定の特例を認めるものであり、地方自治法第 234 条の 3 で電気の供給等の契約を対象とするほか、地方自治法施行令第 167 条の 17 で OA 機器のリース契約等契約の性質上翌年度以降にわたる契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち条例で定めるものを対象とするものとされており。
2. 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスについて不断の見直しを行うことにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実施することを旨として行うとの法の基本理念(法第 3 条)からしても、地方自治法及び地方自治法施行令に定める長期継続契約を締結することができる契約には当たらないものと考えられます。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

○地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。

問 法第 9 条第 2 項第 3 号に規定する官民競争入札に参加する者に必要な資格とは。

(答)

1. 「官民競争入札実施要項」においては、個々の公共サービスの態様等を十分踏まえ、「次条(第 10 条)に定めるもの(欠格事由)のほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」を個々の公共サービスごとに具体的に定めることとしています。
2. 官民競争入札は、「官民競争入札実施要項」を決定・公表し、広く一般の参加により競争を行わせることを通じて公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るものですが、全く無制限に参加を求めたのでは、公共サービスの適正かつ確実な履行が確保されないこととなる懸念を払拭できない場合も想定されます。
3. このため、本法に基づき、
  - (1) 法第 10 条(第 11 号を除く。)において、全ての対象公共サービスに共通して適用される

欠格事由

- (2) 個々の公共サービスの内容に応じて、必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格(法第 10 条第 11 号)が設けられているところであり、
- (3)これに加え、さらに対象公共サービスの内容に応じて、実施要項において、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限の資格を設定することとされています。

4. 「官民競争入札実施要項」に定める入札参加資格は、このうち、上記 3(3)に対応するものであり、すべての対象公共サービスに求められる最低参加資格(上記 3(1))に加え、当該対象公共サービスの具体的な態様等を踏まえ、追加的に設定する必要がある場合に個別具体的に設定される参加資格です。
5. 当該入札参加資格については、下記の要素を考慮して、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならぬものとしています(第 9 条第 3 項)。
- ・知識及び能力
  - ・経理的基礎
  - ・技術的基礎
  - ・その他

問 官民間の競争条件の均一化を確保するための措置とは。

(答)

①退職給付費用、②租税公課、③間接費(対象公共サービスの実施に伴い、間接的にしか把握できない他部門で発生した総務部門等の業務の実施に要する費用等)、などの費用をあらかじめ官民競争入札実施要項に定める評価基準において、官の入札価格に加算若しくは除算することや、その具体的な手法について定めを置くことが必要です。

問 第9条第2項第5号に定める、「～その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」とは。

(答)

落札者決定の通知に関する事項などが考えられます。

問 官民競争入札で、官側が先に入札価格を公表することはできるのか。

(答)

1. 官側のいわゆる「入札価格」は、予定価格(※)の作成等を行う「官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員」とは別の、「官民競争入札に参加する事務を担当する職員」(法第16条第2項第6号)が官の効率化を検討して作成する、対象公共サービスの実施に要する経費の金額(法第17条において準用する第11条第2項)です。

※事前に予定した競争に係る見積価格であって、予算の範囲内で契約するための、契約金額の上限としての意味を持つ。

2. 予定価格は地方公共団体において事前に公表されている事例があります。
3. 官側の「入札価格」を事前に公表することは出来ないわけではありませんが、「官側の入札価格」を事前に公表することは、民間事業者には有利になると考えられます。